

# 女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画

令和3年4月1日

宇陀市

## 1. はじめに

宇陀市では女性の職業生活における活躍の推進移管する法律（平成27年法律第64号 以下「法」とします）第15条に基づき、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間の宇陀市における「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定し、職場環境の整備に係る取り組みを行ってきました。

そして従前の行動計画における実施状況の検証結果をもとに、内容の充実・定着・促進を図るため、ここに「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を改めて策定します。本計画に基づき、さらなる職場環境の改革・改善に取り組んでまいります。

宇陀市長  
宇陀市議会議長  
宇陀市選挙管理委員会  
宇陀市代表監査委員会  
宇陀市公平委員会  
宇陀市農業委員会  
宇陀市教育委員会

## 2. 計画期間

本計画の期間は令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間とします。

## 3. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備

組織全体で女性職員の活躍を推進するため、人事担当課が主体となり、本計画に基づく取り組みの実施状況を把握し、職員に対し情報提供を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

#### 4. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標および取組について

従前の計画では、法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情等を分析した上で目標を定めました。

従前の行動計画での取り組みによる結果・実施状況を分析した結果を基に、さらなる女性職員の活躍を推進するため、下記の項目について数値目標および取組内容を定めます。

##### ① 女性職員の活躍推進

目標

一般行政職の管理的地位（課長級以上）にある職員に占める女性の割合を **30%** とする

【取組】

- 性別にとらわれない人材配置の実施に努め、さまざまな分野やポストへの積極的な登用を行う。

##### ② 男性の育児休業の取得推進

目標

男性職員の育児休業取得率を **10%** 以上とする

【取組】

- グループウェアや制度をまとめたパンフレットの活用により、職員全体に対して育児休業や子育てに関わる休暇制度等について周知を徹底する。その中で男性の利用可能な制度について情報を提供し、利用推奨により取得率の増加を図る。
- 男性職員の育児参加の意義について職場全体で共有し、男性職員が育児休業等を取得しやすい雰囲気づくりに努める。また所属長は職場の状況を勘案し、適宜事務分担の見直し等を行い、フォローアップに努める。

### ③ 年次有給休暇の平均取得日数の増加

目標

年次有給休暇の取得率を平均10日以上とする

#### 【取組】

- 全職員について、最低5日以上 of 年次有給休暇の取得を奨励する。
- 職務遂行体制や業務配分の見直しを行うとともに、職員の年次有給休暇に対する意識の改革を図り、計画的な年次有給休暇の取得を促す。
- 特に所属長は自らの年次有給休暇を計画的に取得し、課員が休暇を取得しやすい雰囲気づくりに努める。

以上の取り組みを進めることにより、数値目標の達成と、その他女性職員の活躍が本市の一層の活性化や市民サービスの向上等に繋がるよう努めていきます。